



償却資産(固定資産税対象物件)の申告時期です

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(※)についても課税の対象としています。

法人事業者や個人事業者で償却資産を所有している方は、平成27年1月1日現在の資産状況について2月2日(月)までに申告してください(郵送可)。平成26年度の償却資産課税台帳に登録されている方には、12月中旬に申告用紙を送付します。申告用紙が届かない場合は、ご連絡ください。

■申告期間／平成27年1月5日(月)～2月2日(月)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

■申告場所／資産税担当

※償却資産…会社や自営業者、アパート経営者が事業のために所有している構造物、機械、器具、備品などが該当します(例：自転車置き場、アスファルト舗装、照明、看板、冷蔵庫、エアコン、医療機器等)。ただし、土地、家屋、自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは、申告対象に含みません。

福祉健康課のお知らせ

問合せ／社会福祉担当 ☎991-1874



松伏町赤十字奉仕団に加入しませんか ～災害義援金の募金活動も行っています！～

赤十字奉仕団は、ボランティア精神に基づき、自ら進んで赤十字事業や奉仕活動を行う、住民の方々に身近な団体です。できることから結構です。ぜひ皆さんも松伏町赤十字奉仕団に加入して、赤十字ボランティアに参加しませんか。

■主な活動

①町や自治会が主催する防災訓練等への参加

②福祉施設等での奉仕活動

③赤十字社資(寄付金) 募集、災害救援等のための募金活動

さらに、災害時には国・県・町や赤十字社・ボランティアの方々と協力し、救護や支援を行います。

※10月19日開催の「まつぶし町民まつり2014」で、松伏町赤十字奉仕団は手作りのアクセサリーを販売しました。売上のうち5,000円を東日本大震災で被災し、災害応援協定を締結している宮城県山元町の義援金に、7,168円を平成26年の広島県大雨災害義援金にさせていただきました。皆さんのご協力ありがとうございました。



松伏町商工会のお知らせ

問合せ／松伏町商工会 ☎992-1771



年末年始 お楽しみキャンペーンを開催します



商工会商業部会では、町内19店舗による「年末年始お楽しみキャンペーン」を実施します。登録店でお買い物をして抽選に応募すると、そのお店の素敵な商品が、またWチャンスとして各登録店で使える商品券が当たります。

■日程／12月6日(土)～平成27年1月18日(日)

■登録店／石塚家、サラダ館松伏店、そば処 司庵、そば処 桂、ダンロップショップ長澤、鳥久、バーバーショップニシヤマ、プードル洋菓子店、ブランジェ・アプレ、ヘアアキヤマ、Pot Hair、増田商店、マスナオ、八木ショップ、山崎商店、横川鋳油、釜めし喜代、理容マツウラ、ワッセ イワマツ

※詳細については、商工会ホームページ(<http://www.ma224.net>)をご覧ください。